

平成 27 年 2 月 28 日制定

神奈川県立歴史博物館における公的研究費に伴う
研究活動における不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、神奈川県立歴史博物館（以下「当館」という。）当館における公的研究費に基づく研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じる場合の適正な措置に関し、必要な事項を定め、不正行為の防止及び早期発見と是正を図るために必要となる事項を定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 県費研究費並びに科学研究費、それ以外の公的機関が所管する競争的研究資金をいう。
- (2) 研究者 博物館の職員のうち、研究に従事する者をいう。
- (3) 事務職員 博物館の職員のうち、事務に従事する者をいう。

2 この規程において、「研究活動における不正行為」とは 研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告）の各過程でなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動における不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、不正な研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適正な使用 実態とは異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る各請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、県関係規定等に違反して研究費を使用すること。

(責任体制)

第 3 条 研究活動における不正行為を防止するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、当館全体を統括し、研究活動における不正行為の防止につい

て最終責任を負うとともに、統括管理責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止が行なわれるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとし、館長をもって充てる。

- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について館全体を統括する実務上の権限と責任を持つものとし、副館長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、管理課長をもって充てる。

(研究費の事務処理)

第4条 研究者と事務職員は、統括管理責任者のおおのこの権限と責任において、館内の事務処理に関して常に合意形成を図った上で進める。

- 2 統括管理責任者は、業務の分担の実態と博物館が定める職務分掌との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずる。
- 3 公的研究費の事務処理については、「神奈川県立歴史博物館科学研究費の事務執行及び管理・監査に関する規程」(平成27年2月28日制定)の定めによる。
- 4 前項の規定によることが適切でない場合は、統括管理責任者が別途定める。

(研究費の事務処理手続)

第5条 前条で規定する事務処理に関し、手続に関する規範の明確化を図り、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる各号を実施する。

- (1) すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいように、機関としてルールの一貫性を図るとともに、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
 - (2) ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
 - (3) 事務処理手続に関する相談窓口を管理課に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。
- 2 研究費の事務処理手続に関するルールについては、次条に規定する具体的な研究活動上の不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(不正防止計画の策定及び実施)

第6条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因(以下「不正発生要

困」という。)を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

- 2 最高管理責任者の下に、博物館全体の研究活動における不正防止計画を推進するために不正防止計画推進チームを置く。
- 3 不正防止計画推進チームは統括管理責任者、学芸部長、企画情報部長、管理課長、企画普及課長及び情報資料課長並びに最高管理責任者が必要と認める者をもって構成し、統括管理責任者をリーダーとする。
- 4 不正防止計画推進チームは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 不正防止計画の推進に関すること。
 - (3) 不正防止計画の検証に関すること。
 - (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- 5 各部課は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、不正防止計画推進チームと連携及び協力する。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第7条 公的研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる各号の実施により研究費の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理する。

- (1) 統括管理責任者は、予算の執行状況を四半期ごとに検証し、予算執行が当初計画に対し、実態に即していない場合、若くは著しく遅れていると判断した場合、当該研究者に対し改善を勧告する。
- (2) 統括管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を把握する。
- (3) 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、物品業務等の提供の発注及び履行確認については、管理課が行う。
- (4) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、県の規定による。
- (5) 統括管理責任者は研究者の出張計画の実施状況、短期臨時職員の勤務状況等を把握し、適正な研究費管理体制を維持しなければならない。
- (6) 前各号の規定によることが適切でない場合は、統括管理責任者が別に定める。

(情報の伝達を確保する体制の確立)

第8条 前条に規定する公的研究費の運営管理を適切に行うため、統括管理責任者は、公的研究費の使用に関する取扱いについて研究者及び事務職員に周知を図るとともに、次に掲げる各項の実施により博物館の内外からの情報伝達体制の確保を行う。

- (1) 公的研究費の使用に関するルール等について、博物館内外からの相談を受け付ける窓口を管理課に置く。

- (2) 博物館内外からの通報又は告発の窓口を管理課に置く。
- (3) 不正にかかる調査の手續等については別に定める。

(研究者及び事務職員のコンプライアンス意識の向上)

第9条 公的研究費の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し、行動することができるよう、次に掲げる各号の実施によりその意識向上を図る。

- (1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金によるものであり、博物館による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- (2) 事務職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を博物館内に浸透させる。

2 最高管理責任者は、前項各号を実施するため「神奈川県立歴史博物館における公的研究費の使用に関する行動規範」を定めるものとし、すべての職員は、この行動規範を遵守しなければならない。

(モニタリング及び監査のあり方)

第10条 公的研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、次に掲げる各号の実施により実効性のあるモニタリング及び監査制度を整備する。

- (1) モニタリングは、不正防止計画推進チームが行う。
- (2) 管理課に内部監査員を置き、最高管理責任者の直轄とする。
- (3) 内部監査員は、管理課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 内部監査員は、会計書類の形式的要件等財務に関する監査を実施するほか、博物館全体の見地に立って博物館全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証も行う。
- (5) 内部監査員は、不正防止計画推進チームとの連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

2 前項の規定にかかわらず不正防止計画推進チームが必要と認めた場合は、最高管理責任者の許可を得た上で、外部監査を実施することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、館長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。